

前橋高等特別支援学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

群馬県立前橋高等特別支援学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

- (1) 本校では、生徒個々の障害を踏まえ心身の健全な発達と安定を図り、生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) 本校職員は、いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した際は、保護者・地域及び関係機関等と連携し、速やかに組織的に対応する。
- (3) 本校では、生徒が卒業後も安全に安心して社会生活を送れるよう、生徒居住地域の支援関係機関や進路先に対し、いじめを含めた人間関係等の情報を提供すると共に、継続した個別の支援を要請していく。

2 校内組織

本校は「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応策等を、組織的かつ実効的に行う。

【構成員】

(1) 委員長 校長

(2) 委員

教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、学年主任、生活指導係、支援推進部（部長・相談支援係長、相談支援係）、養護教諭

※上記を常任とし、個々の事案に応じて正副担任、生徒指導部教諭等を含める。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策

別表1～2のとおり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に具体的に取り組む。

4 教育委員会及び所轄警察署等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は所轄警察と相談して対処する。
- (2) いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察に通報し支援を求めるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。

6 重大事態への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事態」）が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告すると共に、県教育委員会又は学校の下に組織を設け、公平・中立な調査を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- (2) いじめにより生徒が相当の期間（年間30日、または一定期間）連続して欠席するような場合

7 その他の留意事項

- (1) 日頃から、生徒一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を持つとともに、どのようなことでも大人へ相談してよいという意識を、教育活動全体を通して高める。また、学校内外の相談窓口の周知を徹底する。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) 特に配慮が必要な生徒については、保護者等との連携の下、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- (4) いじめが解消したか否かについては、以下の2つの要件を持って判断する。
 - ①いじめに係る行為がやんでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること
 - ②いじめを受けた生徒がいじめに係る行為により心身の苦痛を感じていないと認められること
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害であることを生徒に理解させるとともに、SNS等に頼らない人間関係づくりへの意識を高めていけるような指導を行う。
- (6) いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導及び取り組みについて、学校評価において評価し、改善を図る。